

# まちづくりを応援する サポート制度のご紹介

団体登録が完了すると、専門家の派遣や活動費用の助成などを受けられます。

## まちづくり専門家の派遣制度

まちづくりのためのルールを作ろうとする団体に、まちづくりの専門家を派遣する制度です。

### 1 次 助

▶市は、地域の思いをくみ取り、地域と専門家のマッチングを行います。



▶地域の思いや方向性を形にするための勉強会やまち歩きの際などにアドバイザーとして専門家を派遣します。(最大12回まで)



### 2 次 助 成

▶その後、活動が進み、まちづくりのためのルールを作っていく具体的な活動を行う段階においては、ルールの策定や団体の総会の開催などの活動、同意を取っていくための地権者の調査、アンケート調査などを支援するため、コンサルタントとして専門家を派遣します。



## まちづくり活動団体への活動費用助成制度

まちづくりのためのルールを作ろうとする団体に、まちづくり活動を進めていくにあたり、活動にかかる費用を助成する制度です。

▶ルール作りにかかる活動費用を最大90万円まで助成します。

例えば、活動広報紙やパンフレットなどの印刷代、郵送代、勉強会や講演会の開催に伴う会場使用代、講師への謝礼などに使用できます。

## 地区まちづくりルール制度のご相談、お問い合わせ先

尼崎市 都市整備局 都市計画部 都市計画課

T e l 06-6489-6604

E-mail ama-tosikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

2023年3月

## 皆さんのまちで、感じたことはありませんか？



## 地区まちづくりルール制度のご案内

地域の方が取り組むまちづくりのためのルール作りやその運用を支援する市の制度です。



まずは皆さんで話し合っ  
て地域の思いを込めた  
まちのルール案を  
作ります。

市の認定を受けたら、  
市役所はルールの周知・定着を  
支援します。



1

2

3

4

すると・・・  
地区内の建築計画について  
早期に事業者と協議を行う  
ことができます。



地区住民、事業者、行政が協力しあって  
より良いまちづくりに向けて、一歩ずつ  
実現を図る制度です。



尼崎市

STEP

1 まち（づくり）について  
知り、考える。

市の出前講座などで現在のまちのルールや特徴を把握し、思いを共有します。

まずは、お住まいの地域のことを知り、まちについて考える機会を持ちましょう！

【どのように？】

市の出前講座の聴講、地域の皆様での話し合い、勉強会、まち歩きなどを通じ、まちのことを把握し、「どんな課題があって」「どんな方向性が考えられるか」などを共有します。

STEP

2 まちづくり活動団体の  
結成・登録

Point!!

市に登録の申請を行います。

登録が完了すると、市からの支援（専門家の派遣や活動費用の助成など）を受けられます！！（詳細は裏面参照）

【団体となれる条件は？】

- ・活動区域（0.5ha以上）や活動する人（代表者）を決めること
- ・区域内に土地や建物を持っている人が5人以上いること など

STEP

3 まちづくりルール案の  
検討・作成

地域の皆さんで話し合い、専門家のアドバイスを受けながら、区域の中で活動し、まちのためのルールを作成していきます。

ルールの内容は、土地の使い方や建物の建て方のことが基本となりますが、マナーやあいさつなどのソフトに関する項目を入れることも可能。

【どのようにルール案の作成を進める？】

- ・まちづくりニュース（活動日記のイメージ）などを通じたPR（団体の認知度を上げ、活動しやすくします。）
- ・具体化に向けた勉強会やまち歩き、アンケート調査（どんなまちにしたいか？のイメージを持ち、地域で決めていく）など

STEP

4 まちづくりルールの認定申請  
&まちづくり推進団体の認定申請

Point!!

作成した「地区まちづくりルール」とルールに沿ったまちづくりを進めていく団体を市が認定します。

市役所ホームページ等で公表します。（開発事業者などへ紹介ができます。）  
※ルールに沿ったまちづくりを進めるため、**まちづくり推進団体の認定申請が必須**となります。

【どうしたら認定できる？】

- （まちづくりルール）
- ・住民の皆さんの意見が反映されていること
- ・市の方向性に合致していること など

（まちづくり推進団体）

- ・規約や代表者が決まっていること（⇒連絡の窓口となります。）
- ・役員のうち区域内に土地や建物を持っている人が5人以上いること
- ・ルールを適切に周知し、運用する体制ができていないこと など

ルールって、どんなの？



まちづくりルールの例

- ▶北側の敷地への日当たりや、お隣に配慮した建築物の計画としましょう。
  - ▶道路に面している部分には、生垣や花壇を設けましょう。
  - ▶建物の壁や屋根の色は、まちなみと調和した落ち着いた色にしましょう。
  - ▶車両の通行に支障のないよう、建物の壁と道路との間の部分（壁面後退部分）に、門やへいなどを設置しないようにしましょう。
- また、その部分には室外機やプランター、自転車なども置かないようにしましょう。
- ▶あいさつを交わし、コミュニケーションに努めましょう。

まちづくりルールの認定を受けたあと

市の支援としては・・・

- ▶地区まちづくりルールの定着を支援します。（ルールの内容や団体の活動内容などの情報をホームページなどで公表します。）
- ▶事前調査や相談に来庁した開発事業者に対し、ルールの周知や団体との協議を案内します。
- ▶団体と開発事業者に対し、適切に協議が進むよう助言や指導を行います。
- ▶その他、ルールを維持し、運用していくうえで相談にいつでも応じます。



地区まちづくりの定着に向けた活動

地区まちづくりルールには法的な拘束力はありませんが、地域が目指すまちづくりへの理解を図ります。

まちづくり推進団体の具体的な活動内容

地区内の建築に関する工事内容について、建築前の早い段階で開発事業者と協議を行い、地区まちづくりルールの内容に沿っているかチェックします。

- ▶工事施工中にも、開発事業者の合意があれば、ルールに関する施工状況などを確認することができます。
- ▶その他、ルールの定着に向けた、地区内での活動を引き続き行います。

尼崎市内のまちづくりルール一覧はこちら

尼崎市 ルール区域



現在、活動されているまちづくり推進団体を、お手持ちのスマホでもご確認できます。



2次元コードからのアクセスはこちら

新築の外壁、落ち着いてきれいだな～

ゴミ減った気がする！

障害物が道路にはみ出でなくて通りやすい

